

海岸法施行令（昭和31年政令第332号）第3条の4第1項第2号の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年10月7日

香川県知事 池田豊人

1 保管した他の施設等の名称又は種類、形状及び数量

小型船舶 5隻

2 保管した他の施設等の放置されていた場所

放置されていた場所 苫張海岸

3 当該他の施設等の保管を始めた日時及び保管の場所

(1) 保管を始めた日時 令和4年9月8日10時00分

(2) 保管の場所 苫張海岸

4 船舶等の返還を受ける方法等

保管した他の施設等の所有者等が香川県長尾土木事務所に申し出ること。

また、海岸法第12条第11項の規定により、当該他の施設等を5の期限までに返還することができないときは、当該船舶等の所有権は、海岸管理者に帰属する。

5 返還期限

令和5年3月7日

6 本件に関する問合せ先

香川県長尾土木事務所総務課 電話番号 0879-52-2585